

こ成事第466号
令和5年8月22日
こ成事第12号
令和6年1月18日
こ成事第620号
令和6年9月9日
こ成事第776号
令和6年12月25日
こ成事第497号
令和7年9月19日
こ成事第273号
令和8年4月8日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

こども家庭庁長官
(公印省略)

就学前教育・保育施設整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

（通則）

- 1 就学前教育・保育施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、こどもを安心して育てることが出来る体制を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（都道府県が設置する認定こども園の場合にあっては都道府県が策定する整備計画。以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

（定義）

- 4 この交付要綱において「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「乳児等通園支援事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。） ・ 平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
認定こども園	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」）という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。） ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けたもの又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 10 項による公示がなされたもの ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができるもの又は第 3 項の認定を受けることができるもの及び同条第 10 項による公示がなされ得るもの ・ 平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園
小規模保育事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う事業所
乳児等通園支援事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する事業を行う事業所
防音壁整備事業	・ 近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	・ 施設の防犯対策を強化する観点から保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。ただし、公立の認定こども園の施設整備に関しては、別表 1－6 又は別表 1－7 に定めるところによるものとする。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	・既存施設について、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 426 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
	耐震診断	・耐震化整備を行うことを予定している既存施設について、事前に耐震診断を行うこと。
改造	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 430 号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。

整備	老朽民間児童福祉施設整備	・ 社会福祉法人が設置する施設について、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 431 号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防音壁整備	・ 近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）
	防犯対策の強化に係る整備	・ 防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(2)のイ公立認定こども園、(4)乳児等通園支援事業所、(5)防音壁を設置する施設及び(6)防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(2)のイ、(3)及び(4)のうちの公立施設については、地方公共団体が実施する施設整備事業）とする。

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
(1) 保育所	児童福祉法第 35 条第 4 項及び同法第 56 条の 8 第 3 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 （以下「社会福祉法人等」という。） ただし、「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策（要件①、要件③、要件④）」又は「人口減少対策」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) ア 私立認定こども園	認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号、同条第 2 項第 2 号、同条第 4 項第 1 号、第 17 条第 1 項及び第 34 条第 3 項	社会福祉法人又は学校法人 ただし、「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策（要件①、要件③、要件④）」又は「人口減少対策」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) イ 公立認定こども園（幼稚園部分に限る。） （ただし、認定こ	—	地方公共団体

ども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園及び同条第10項の公示を受けた幼稚園に限る。)		
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(4) 乳児等通園支援事業所	—	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(5) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」
(6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」

という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、6 の(2)のイ公立認定こども園(幼稚園部分に限る。)について、都道府県が直接施設整備事業を実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11 から 18 までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

(1) 6 の(1) 保育所の施設整備事業

① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策(要件①、要件④)」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく待機児童対策のための施設整備事業(創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備(現在定員から 20 名以上の増員を図るための整備に限る。))に限る。)

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 2-1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく人口減少対策のための施設整備事業(施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。)

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 2-1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 2-2 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 で定

める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(２) ６の(２)のア私立認定こども園の施設整備事業

① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策(要件①、要件④)」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく待機児童対策のための施設整備事業(創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備(現在定員(子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号に係る定員に限る。))から 20 名以上の増員を図るための整備に限る。))に限る。)

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育を実施する部分(以下、「保育所部分」という。)及び教育を実施する部分(以下、「教育部分」という。)について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 2－1、別表 2－2 で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 2－1、別表 2－5 で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている

市町村が策定する整備計画に基づく人口減少対策のための施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－１で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－１、別表２－５で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と (イ) により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 2－2、別表 2－5 で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と (イ) により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ 幼稚園型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 2－2、別表 2－5 で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と (イ) により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6 の (2) のイ公立認定こども園（幼稚園部分に限る。）の施設整備事業

別表 1－6 又は別表 1－7 に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を交付額とする。

別表 1－6 又は別表 1－7 に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に应ずる必要面積、園児 1 人当たりの基準面積その他建物の基準面積、その他必要な事項については、当分の間、「公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目」（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定）の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定める事業の概要、交付対象経費の上限額及び下限額、その他必要な事項については、当分の間、「令和６年度学校施設環境改善交付金の事業概要について（通知）」（令和６年３月２９日付け５施施助第５１号）の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の１平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

別表１－６及び別表１－７に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては買収費とする。）であるものとする。

事務費は算定した交付対象経費に１００分の１を乗じて算定する。

（４）６の（３）小規模保育事業所の施設整備事業

① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策（要件①、要件④）」の採択を受けている市町村（財政力指数が１．０未満の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく待機児童対策のための施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員から１０名以上の増員を図るための整備に限る。）に限る。）ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－８で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく人口減少対策のための施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であつて、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－８で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位

ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－９で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(５) ６の(４) 乳児等通園支援事業所の施設整備事業

① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「こども誰でも通園制度」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表２－１２で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－１３で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(６) ６の(５) 防音壁を設置する施設の防音壁整備事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める基準額を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した

額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(7) 6の(6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設の防犯対策強化整備事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5の第3欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5の第3欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- 9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所」、「私立認定こども園」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合、8の(1)(2)(4)(5)、9の(1)(2)(3)の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。なお、公立の認定こども園の施設整備については、別表1－6又は別表1－7に定めるところによる。

(1) 次の表の①に掲げる施設整備事業

① 「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表2－3、別表2－10、別表2－14で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１、別表１－２で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「私立認定こども園」

- ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表２－３、別表２－６で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１、別表１－２で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(２) 次の表の②③に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

- ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表２－４、別表２－１１、別表２－１５で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１、別表１－２で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「私立認定こども園」

- ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表２－４、別表２－７で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１、別表１－２で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 次の表の④⑤に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

- ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－８、別表２－９、別表２－１１、別表２－１２、別表２－１３、別表２－１５で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１、別表１－２で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする

②「私立認定こども園」

- ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－５、別表２－７で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１、別表１－２で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

①	沖縄振興特別措置法第４条第１項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第５条に基づく事業として行う場合
③	山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第８条第１項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第１１条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前３か年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値が０．４未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設
⑤	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置

法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設
--

（前年度から継続して実施する施設整備事業）

10 前年度から実施する以下の（１）又は（２）に該当する施設整備事業を、本年度も 13 に規定する申請手続等を行い継続して実施する場合、本年度においても以下の（１）又は（２）に該当する施設整備事業として実施して差し支えないものとする。

（１） 6 の規定により設置主体を「市町村が認めた者」として実施する「保育所」及び「私立認定こども園」の施設整備事業

（２） 8 の（１）①②、（２）①②、（４）①②の規定により実施する待機児童対策又は人口減少対策のため施設整備事業（この要綱の改正前の 10 の規定により実施する場合を含む。）

（交付金の概算払）

11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

（交付の条件）

12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

（１）事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（２）整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

（３）整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

（４）この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（５）この交付金の交付と対象経費を重複して、国庫補助を受けてはならない。

（６）市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア （１）～（３）に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

（7）（6）により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

（8）事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（9）事業者が（6）により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

13 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙 1 の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生（支）局長が

別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（２）東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙１の様式による申請書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

イ 都県知事は、別紙１の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、13に定める申請手続に従い、別に指示する日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

15 地方厚生（支）局長は、13又は14による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

16 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙４の様式により工事に着工した日から１０日以内に、また、工事進捗状況については別紙５の様式により１２月末日現在の状況を翌月１５日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

17 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

（１）東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙６の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（12の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（２）東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度

の翌年度の４月３０日までに、都県知事を経由して、別紙６の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（１２の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

19 特別の事情により、８、１３、１４、１６及び１７に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1－1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私 立 認 定 こ ど も 園 小 規 模 保 育 事 業 所 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 所	本 体 工 事 費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。 ※1 沖縄振興特別措置法第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業、山村振興法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要なとなる権利	別表 1－8 のとおり

		※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。）	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。 ※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1－2

算 定 基 準
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私 立 認 定 こ ど も 園 小 規 模 保 育 事 業 所 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 所	本体工事費	大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。 （１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （２）工事請負業者 2 社の見積り	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を	別表 1－8 のとおり

			含む。	
	仮施設整備工事費(災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)	大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、こども家庭庁長官が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1－3

算 定 基 準
(耐震診断)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私 立 認 定 こ ど も 園 小 規 模 保 育 事 業 所 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 所	耐震診断費	耐震診断費については、次のいずれか低い方の価格に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者 2 社 の見積り	耐震診断に要する経費のうち、こども家庭庁長官が必要と認めた費用	別表 1－8 のとおり

別表 1－4

算 定 基 準
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を4,779,000円(1/2相当)とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、子ども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる	別表1－8のとおり

			委託費、分担金及び 適当と認められる 購入費等を含む。	
--	--	--	-----------------------------------	--

別表 1－5

算 定 基 準
(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防 犯 対 策 の 強 化 に 係 る 整 備	本 体 工 事 費	防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積り ※ただし、外構の設置、修繕等に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積り	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	別表1－8 のとおり

		※ただし、非常通報装置等の設置に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。		
--	--	---	--	--

別表 1-6 (公立の認定こども園のうち本土に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上な危険状態にある建築物の改築	認定こども園の園舎の構造上の危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。 （算定方法の特例） ア 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、園舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02を乗じて行うものとする。 イ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1平方メートル当たりの建築の単価に乘ずべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して行うものとする。 ウ 積雪寒冷地にある認定こども園の学級数に必ず必要面積については、運用細目に定めるところにより、当該認定こども園の所在地の積雪寒冷地に応じ、必要な補正を加えるものとする。	1/3 （算定割合の特例） ア 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ園舎の改築について財政力指数が1.00を超える都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものにあつては$1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$
2	長寿命化改修事業	認定こども園の園舎で構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2
		認定こども園の園舎で建築後20年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
3	不適格	教育を行うのに著しく	1の項の例により算定	1/3

	改築	不適当な認定こども園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費	するものとする。	(算定割合の特例) ア 認定こども園の建物で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものにあつては1/2 イ 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあつては1/2 ウ 上記イ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園の建物にあつては $1/3 \times 1/$ (財政力指数)
4	津波移転改築	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる認定こども園の建物の改築(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。)に要する経費	1の項の例により算定するものとする。	1/2
5	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7
6	大規模改造(質的整備)	認定こども園の建物等大規模改造で次の掲げる質的整備に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じた	1/3 財政力指数が1.00を超える都道府県又は市

		ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事 イ 法令等に適合させるための施設整備工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事（力に掲げるものを除く。） カ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	ものとする。	町村の設置するもの にあつては 2/7
7	屋外環境整備に関する事業	認定こども園の屋外教育環境施設（屋外における教育環境整備の施設（植栽のための立木、芝生を含む。）であり、屋外運動広場のための施設その他これらに附帯する施設をいう。）の整備（令和7年度から令和11年度までの間に行われるものに限る。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3
8	認定こども園の新築増築	認定こども園の園舎の新築又は増築（学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。 （算定方法の特例） 1の項の例によるものとする。	1/3 （算定割合の特例） ア 筑波研究学園都市（筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく区域をいう。）内の認定こども園の園舎にあつては 1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置するものにあつては $1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$
9	公害	認定こども園のうち公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。以下同じ。）の被害園の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び二重窓、換気装置その	ア 改築の場合 1の項の算定方法の例により算定するものとする。 イ 公害防止工事の場合 こども家庭庁長官が必要と定める面積等に	1/3 （算定割合の特例） 財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園にあつては $1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$

		他の公害防止工事に要する経費	1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	
10	火山	活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条に規定する降灰防除地域内の認定こども園において防じんのため窓に設けられる戸及び窓枠並びに空気調和設備の整備に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2
11	防災機能強化に関する事業	認定こども園の防災機能を強化するための施設整備（自家発電設備の整備については、避難所指定園に限る。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
12	太陽光発電に関する事業	認定こども園における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置園に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る。）の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等に乗じたものとする。	1/2

別表 1－7（公立の認定こども園のうち沖縄に係るもの）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあつては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7
2	大規模改造(質的整備)	認定こども園の建物の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、1の項の補強と同時に整備するものに限る。) ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部改造工事 イ 法令等に適合させるための工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等対策施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事(カに掲げるものを除く。) カ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等乗じたものとする。	1/3 ----- (算定割合の特例) ア 保育室に空調施設を整備するものにあつては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあつては2/7

別表 1－8

就学前教育・保育施設整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合
(公立の認定こども園に係る事業は、別表 1－6 又は別表 1－7 による)

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※ 1)	1/4 (※ 1)
「保育提供体制の確保のための実施計画」の「こども誰でも通園制度」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)	2/3	1/12 (※ 2)	1/4 (※ 2)
「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策(要件①、要件④)」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)①、8(2)①(保育所部分に限る。))又は8(4)①の事業に限る。10の(2)に該当する施設整備事業を含む。)	2/3	1/12 (※ 3)	1/4 (※ 3)
「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)②、8(2)②(保育所部分及び教育部分。))又は8(4)②の事業に限る。)	2/3	1/12 (※ 3)	1/4 (※ 3)
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	3/4	1/8 (※ 4)	1/8 (※ 4)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	5. 5/10	1/4 (※ 5)	1/5 (※ 5)
9の表の④⑤に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	2/3	1/12 (※ 6)	1/4 (※ 6)

※ 1 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/2

※ 2 公立の乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/3

※ 3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3

※ 4 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/4

※ 5 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10

※ 6 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/3

※ 7 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2－1 [8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]
[8の(2)②アの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	96,800	106,500
定員21～30名	101,500	111,700
定員31～40名	118,200	129,800
定員41～70名	134,400	148,000
定員71～100名	174,700	192,300
定員101～130名	210,200	231,300
定員131～160名	243,400	267,800
定員161～190名	276,400	304,200
定員191～220名	307,200	338,000
定員221～250名	340,300	374,500
定員251名以上	378,300	416,200
特殊附帯工事	14,670	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	50	
定員21～30名	38	
定員31～40名	31	
定員41～70名	27	
定員71～100名	21	
定員101～130名	18	
定員131～160名	17	
定員161名以上	15	
土地借料加算	21,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,100	3,430

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－1 [8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)

[8の(2)②アの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	127,800	140,700
定員21～30名	134,000	147,500
定員31～40名	155,800	171,400
定員41～70名	177,600	195,400
定員71～100名	230,800	253,900
定員101～130名	277,600	305,300
定員131～160名	321,200	353,400
定員161～190名	365,000	401,700
定員191～220名	405,700	446,200
定員221～250名	449,200	494,300
定員251名以上	499,300	549,200
特殊附帯工事	19,240	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	50	
定員21～30名	38	
定員31～40名	31	
定員41～70名	27	
定員71～100名	21	
定員101～130名	18	
定員131～160名	17	
定員161名以上	15	
土地借料加算	28,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	4,060	4,520

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－1 [8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]
[8の(2)②アの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,937	2,132	2,556	2,813
定員21～30名	2,197	2,417	2,901	3,192
定員31～40名	2,931	3,222	3,870	4,257
定員41～70名	3,688	4,057	4,868	5,354
定員71～100名	5,200	5,722	6,866	7,553
定員101～130名	6,241	6,868	8,239	9,065
定員131～160名	7,803	8,584	10,300	11,332
定員161～190名	9,365	10,302	12,361	13,599
定員191～220名	10,927	12,018	14,421	15,863
定員221～250名	12,486	13,737	16,483	18,131
定員251名以上	14,049	15,454	18,545	20,397

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,451	3,798	4,555	5,011
定員21～30名	4,212	4,634	5,561	6,118
定員31～40名	5,107	5,617	6,741	7,415
定員41～70名	7,093	7,803	9,365	10,300
定員71～100名	10,642	11,706	14,048	15,452
定員101～130名	12,772	14,049	16,857	18,545
定員131～160名	15,965	17,561	21,074	23,182
定員161～190名	17,456	19,201	23,040	25,345
定員191～220名	20,364	22,402	26,882	29,571
定員221～250名	23,274	25,602	30,723	33,793
定員251名以上	26,184	28,802	34,562	38,019

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－2 [8の(1)③、(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	72,500	79,800
定員21～30名	76,100	83,700
定員31～40名	88,300	97,300
定員41～70名	100,900	111,000
定員71～100名	131,100	144,200
定員101～130名	157,700	173,300
定員131～160名	182,500	200,600
定員161～190名	207,300	228,000
定員191～220名	230,300	253,500
定員221～250名	255,200	280,900
定員251名以上	283,800	311,900
特殊附帯工事	10,910	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	37	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	20	
定員71～100名	15	
定員101～130名	12	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	16,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,340	2,640

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－2 「8の(1)③及び(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)」
「8の(2)①ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
		標準	都市部	
定員20名以下		95,900	105,500	
定員21～30名		100,500	110,500	
定員31～40名		116,900	128,400	
定員41～70名		133,100	146,600	
定員71～100名		173,000	190,400	
定員101～130名		208,100	228,900	
定員131～160名		240,800	264,900	
定員161～190名		273,800	301,000	
定員191～220名		304,300	334,600	
定員221～250名		336,800	370,600	
定員251名以上		374,500	411,900	
特殊附帯工事		14,340		
設計料加算		本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	定員20名以下	37		
	定員21～30名	27		
	定員31～40名	22		
	定員41～70名	20		
	定員71～100名	15		
	定員101～130名	12		
	定員131～160名	12		
	定員161名以上	11		
土地借料加算		21,100		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部	
		3,100	3,430	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2ー2 [8の(1)③及び(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
			標準	都市部
定員20名以下	1,453	1,598	1,917	2,109
定員21～30名	1,647	1,813	2,175	2,394
定員31～40名	2,197	2,417	2,901	3,192
定員41～70名	2,764	3,043	3,650	4,017
定員71～100名	3,900	4,290	5,150	5,663
定員101～130名	4,682	5,150	6,178	6,797
定員131～160名	5,852	6,438	7,725	8,499
定員161～190名	7,023	7,727	9,272	10,198
定員191～220名	8,193	9,013	10,815	11,899
定員221～250名	9,365	10,302	12,361	13,599
定員251名以上	10,536	11,590	13,908	15,300

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積÷既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
			標準	都市部
定員20名以下	2,588	2,848	3,415	3,758
定員21～30名	3,161	3,475	4,170	4,588
定員31～40名	3,830	4,212	5,055	5,561
定員41～70名	5,319	5,852	7,023	7,725
定員71～100名	7,981	8,779	10,534	11,589
定員101～130名	9,578	10,536	12,643	13,908
定員131～160名	11,974	13,173	15,806	17,385
定員161～190名	13,091	14,401	17,279	19,008
定員191～220名	15,273	16,801	20,162	22,175
定員221～250名	17,456	19,201	23,041	25,345
定員251名以上	19,638	21,601	25,921	28,515

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積÷既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 〔保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)〕
〔幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	108,800	119,900
定員21～30名	114,100	125,600
定員31～40名	132,800	146,200
定員41～70名	151,300	166,600
定員71～100名	196,700	216,300
定員101～130名	236,400	260,200
定員131～160名	273,800	301,300
定員161～190名	311,200	342,200
定員191～220名	345,800	380,300
定員221～250名	383,000	421,200
定員251名以上	425,700	468,200
特殊附帯工事	16,340	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	56	
定員21～30名	43	
定員31～40名	37	
定員41～70名	31	
定員71～100名	25	
定員101～130名	20	
定員131～160名	18	
定員161名以上	18	
土地借料加算	24,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,570	3,900

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、教育部分に係る整備において、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については適用しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※8 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2－3 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,180	2,398
定員21～30名	2,474	2,718
定員31～40名	3,297	3,626
定員41～70名	4,147	4,564
定員71～100名	5,851	6,437
定員101～130名	7,023	7,727
定員131～160名	8,779	9,657
定員161～190名	10,534	11,590
定員191～220名	12,291	13,519
定員221～250名	14,049	15,454
定員251名以上	15,804	17,385

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設設置整備工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,883	4,272
定員21～30名	4,741	5,212
定員31～40名	5,746	6,320
定員41～70名	7,981	8,779
定員71～100名	11,974	13,170
定員101～130名	14,366	15,804
定員131～160名	17,961	19,757
定員161～190名	19,638	21,601
定員191～220名	22,911	25,202
定員221～250名	26,184	28,801
定員251名以上	29,456	32,402

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2－4 〔保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕
〔幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	79,800	87,700
定員21～30名	83,700	92,000
定員31～40名	97,300	107,000
定員41～70名	111,000	122,200
定員71～100名	144,200	158,500
定員101～130名	173,300	190,700
定員131～160名	200,600	220,800
定員161～190名	228,000	250,700
定員191～220名	253,600	278,900
定員221～250名	280,700	309,000
定員251名以上	312,000	343,100
特殊附帯工事	12,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	41
	定員21～30名	30
	定員31～40名	25
	定員41～70名	21
	定員71～100名	17
	定員101～130名	14
	定員131～160名	14
	定員161名以上	12
土地借料加算	17,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,640	2,810

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
 [幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表
 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準		都市部	
定員20名以下	105,400		115,900	
定員21～30名	110,500		121,600	
定員31～40名	128,500		141,400	
定員41～70名	146,600		161,200	
定員71～100名	190,300		209,500	
定員101～130名	228,700		252,200	
定員131～160名	264,800		291,500	
定員161～190名	301,000		331,300	
定員191～220名	334,600		367,900	
定員221～250名	370,600		407,700	
定員251名以上	411,900		452,900	
特殊附帯工事	15,880			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	41			
定員21～30名	30			
定員31～40名	25			
定員41～70名	21			
定員71～100名	17			
定員101～130名	14			
定員131～160名	14			
定員161名以上	12			
土地借料加算	23,400			
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部		
	3,430	3,730		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－4　〔保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕
〔幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,598	1,760	2,108	2,322
定員21～30名	1,813	1,994	2,394	2,634
定員31～40名	2,417	2,659	3,192	3,511
定員41～70名	3,042	3,346	4,017	4,417
定員71～100名	4,290	4,722	5,663	6,230
定員101～130名	5,150	5,666	6,797	7,478
定員131～160名	6,438	7,082	8,499	9,348
定員161～190名	7,725	8,499	10,198	11,218
定員191～220名	9,013	9,915	11,899	13,088
定員221～250名	10,302	11,334	13,599	14,960
定員251名以上	11,589	12,749	15,299	16,828

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,846	3,132	3,758	4,133
定員21～30名	3,475	3,824	4,590	5,047
定員31～40名	4,212	4,634	5,561	6,118
定員41～70名	5,852	6,438	7,725	8,499
定員71～100名	8,779	9,657	11,589	12,748
定員101～130名	10,536	11,589	13,908	15,299
定員131～160名	13,173	14,487	17,385	19,123
定員161～190名	14,401	15,840	19,007	20,911
定員191～220名	16,801	18,481	22,177	24,394
定員221～250名	19,201	21,121	25,345	27,880
定員251名以上	21,601	23,762	28,515	31,366

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)③ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、③イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	50,700	
定員21～30名	53,100	
定員31～40名	61,900	
定員41～70名	70,600	
定員71～100名	91,600	
定員101～130名	110,400	
定員131～160名	127,600	
定員161～190名	145,200	
定員191～220名	161,200	
定員221～250名	178,500	
定員251名以上	198,400	

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	66,700	
定員21～30名	70,200	
定員31～40名	81,800	
定員41～70名	93,000	
定員71～100名	120,900	
定員101～130名	145,700	
定員131～160名	168,600	
定員161～190名	191,500	
定員191～220名	212,800	
定員221～250名	235,600	
定員251名以上	261,900	

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表２－５ 〔８の(２)②イの教育部分に係る施設整備事業：定額(2/3相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	67,600
定員21～30名	70,800
定員31～40名	82,500
定員41～70名	94,200
定員71～100名	122,100
定員101～130名	147,200
定員131～160名	170,200
定員161～190名	193,600
定員191～220名	215,000
定員221～250名	238,000
定員251名以上	264,600

※1 認定こども園の教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。）

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	89,000
定員21～30名	93,600
定員31～40名	109,100
定員41～70名	124,000
定員71～100名	161,200
定員101～130名	194,300
定員131～160名	224,800
定員161～190名	255,400
定員191～220名	283,800
定員221～250名	314,200
定員251名以上	349,200

※1 認定こども園の教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。）

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－5 「8の(2)③ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)」
「8の(2)①イ、③イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)」

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,015	1,341
定員21～30名	1,153	1,521
定員31～40名	1,538	2,030
定員41～70名	1,936	2,553
定員71～100名	2,728	3,605
定員101～130名	3,274	4,326
定員131～160名	4,096	5,407
定員161～190名	4,916	6,489
定員191～220名	5,736	7,573
定員221～250名	6,555	8,653
定員251名以上	7,376	9,733

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,812	2,392
定員21～30名	2,211	2,918
定員31～40名	2,681	3,537
定員41～70名	3,722	4,916
定員71～100名	5,588	7,376
定員101～130名	6,704	8,850
定員131～160名	8,380	11,063
定員161～190名	9,161	12,094
定員191～220名	10,691	14,111
定員221～250名	12,218	16,127
定員251名以上	13,746	18,144

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2ー5 [8の(2)②イの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,353	1,788
定員21～30名	1,537	2,028
定員31～40名	2,050	2,707
定員41～70名	2,581	3,404
定員71～100名	3,638	4,806
定員101～130名	4,366	5,768
定員131～160名	5,461	7,210
定員161～190名	6,555	8,652
定員191～220名	7,648	10,097
定員221～250名	8,740	11,537
定員251名以上	9,835	12,978

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	2,416	3,190
定員21～30名	2,949	3,891
定員31～40名	3,575	4,716
定員41～70名	4,963	6,555
定員71～100名	7,451	9,835
定員101～130名	8,939	11,800
定員131～160名	11,174	14,751
定員161～190名	12,215	16,126
定員191～220名	14,255	18,815
定員221～250名	16,291	21,503
定員251名以上	18,328	24,192

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－6 〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額（3/4相当）〕
〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額（3/4相当）〕

交 付 基 準 額 表

■ 本体工事費

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
定員20名以下	76,100
定員21～30名	79,800
定員31～40名	92,700
定員41～70名	105,900
定員71～100名	137,400
定員101～130名	165,300
定員131～160名	191,700
定員161～190名	217,800
定員191～220名	242,000
定員221～250名	268,100
定員251名以上	297,700

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。）

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■ 解体撤去工事費

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
定員20名以下	1,523
定員21～30名	1,730
定員31～40名	2,308
定員41～70名	2,904
定員71～100名	4,096
定員101～130名	4,916
定員131～160名	6,145
定員161～190名	7,376
定員191～220名	8,604
定員221～250名	9,834
定員251名以上	11,063

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

■ 仮施設設置整備工事費

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
定員20名以下	2,717
定員21～30名	3,317
定員31～40名	4,021
定員41～70名	5,587
定員71～100名	8,382
定員101～130名	10,056
定員131～160名	12,571
定員161～190名	13,745
定員191～220名	16,037
定員221～250名	18,328
定員251名以上	20,618

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

別表2-7 [幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	55,800
定員21～30名	58,400
定員31～40名	68,000
定員41～70名	77,700
定員71～100名	100,800
定員101～130名	121,200
定員131～160名	140,600
定員161～190名	159,700
定員191～220名	177,300
定員221～250名	196,600
定員251名以上	218,400

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	73,500
定員21～30名	77,200
定員31～40名	90,000
定員41～70名	102,400
定員71～100名	133,100
定員101～130名	160,100
定員131～160名	185,400
定員161～190名	210,600
定員191～220名	234,200
定員221～250名	259,300
定員251名以上	288,400

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 〔幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕
〔保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,117	1,476
定員21～30名	1,269	1,676
定員31～40名	1,691	2,233
定員41～70名	2,129	2,810
定員71～100名	3,001	3,965
定員101～130名	3,605	4,756
定員131～160名	4,504	5,949
定員161～190名	5,407	7,138
定員191～220名	6,309	8,328
定員221～250名	7,212	9,518
定員251名以上	8,112	10,708

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,993	2,631
定員21～30名	2,433	3,211
定員31～40名	2,948	3,890
定員41～70名	4,096	5,407
定員71～100名	6,145	8,112
定員101～130名	7,376	9,733
定員131～160名	9,219	12,168
定員161～190名	10,079	13,302
定員191～220名	11,760	15,524
定員221～250名	13,439	17,740
定員251名以上	15,120	19,958

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－8 [8の(4)①②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表		
■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	96,800	106,500
特殊附帯工事	14,670	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	50	
土地借料加算	21,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,100	3,430

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表		
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))		
■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	127,800	140,700
特殊附帯工事	19,240	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	50	
土地借料加算	28,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	4,060	4,520

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。
(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－8 [8の(4)①②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,937	2,132	2,556	2,813

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,451	3,798	4,555	5,011

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(4)③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	72,500	79,800
特殊附帯工事	10,910	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	37	
土地借料加算	16,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,340	2,640

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	95,900	105,500
特殊附帯工事	14,340	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	37	
土地借料加算	21,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,100	3,430

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－9 [8の(4)③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,453	1,598	1,917	2,109

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,588	2,848	3,415	3,758

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－10 「小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)」

交 付 基 準 額 表

■ 本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	108,800	119,900
特殊附帯工事	16,340	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	56	
土地借料加算	24,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,570	3,900

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2－10 〔小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,180	2,398

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設設置工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,883	4,272

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2－11 〔小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額(5.5/10相当)〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	79,800	87,700
特殊附帯工事	12,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	41	
土地借料加算	17,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,640	2,810

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費 単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	105,400	115,900
特殊附帯工事	15,880	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	41	
土地借料加算	23,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,430	3,730

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

別表2－11 〔小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額（5.5/10相当）〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,598	1,760	2,108	2,322

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地賃料加算を除く。千円未満切捨て。）
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置整備工事費

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,846	3,132	3,758	4,133

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（設計料加算、開設準備費加算、土地賃料加算を除く。千円未満切捨て。）
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－12 「8の(5)乳児等通園支援事業所①に係る施設整備事業:定額(2/3相当)」

交 付 基 準 額 表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	15,435	16,978
特殊附帯工事	14,707	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	20,374	22,411
特殊附帯工事	19,413	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

別表2－12 「8の(5)乳児等通園支援事業所①に係る施設整備事業:定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	878	966	1,160	1,276

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	1,558	1,714	2,057	2,263

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-13 [8の(5)乳児等通園支援事業所②に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	11,576	12,733
特殊附属工事	11,030	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附属工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附属工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	15,280	16,808
特殊附属工事	14,560	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附属工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附属工事の取扱いについて」に基づき整備する。

別表2－13 「8の(5)乳児等通園支援事業所②に係る施設整備事業:定額(1/2相当)

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	659	725	870	957

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	1,169	1,286	1,543	1,697

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－14〔乳児等通園支援事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業：定額（3/4相当）

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	17,364	19,100
特殊附带工事	16,545	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附带工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附带工事の取扱いについて」に基づき整備する。

■解体撤去工事費 単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	988	1,087

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	1,753	1,929

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2－15　〔乳児等通園支援事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額（5.5/10相当）〕

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	12,733	14,007
特殊附帯工事	12,133	

※1　整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4　特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

交 付 基 準 額 表

（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合（9の表の④⑤に該当する場合））

■本体工事費 単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	16,808	18,489
特殊附帯工事	16,016	

※1　整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4　特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。

別表2－15　〔乳児等通園支援事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業：定額（5.5/10相当）〕

交 付 基 準 額 表

■解体撤去工事費				単位:千円	
	基準額(1施設当たり)				
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合		
	標準	都市部	標準	都市部	
乳児等通園支援事業所	725	797	957	1,052	

※1　整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費				単位:千円	
	基準額(1施設当たり)				
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合		
	標準	都市部	標準	都市部	
乳児等通園支援事業所	1,286	1,414	1,697	1,867	

※1　整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。（千円未満切捨て。）

※3　前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙 1（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－1）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------|-------------|---------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙のとおり（別紙 1 | 様式 1－2） |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙 1 | 様式 1－3） |

（添付書類）

- ・自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 1（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）

（様式 1－2）

就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名： 県 市

整備計画等の概要

（単位：千円）

施 設 名	施設 種別	設 置 主 体	所 在 地	整備 区分	対象経費の 支出予定額	交付金 申請額	年次 計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

（注）抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

但し、建物に係る根抵当権は設定できない。

様式 1－2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

<整備計画等の概要>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備

防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、
非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」の別を記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

別紙1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）
（構成1～3）

就学前教育・保育施設整備交付金申請案内取

[illegible]

(1) 工事費負担割合を超過する単位で作成すること
(2) 1層、2層、3層には、貸家と専有部であっても事業全体の額を記入すること
(3) 2層には、C層の額と小計額を比較して少ない方が1/2又は1/3、2/3、3/4、5/6を乗じた額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
(4) E層、F層は貸家と小計及び合計の額については、内容の金額のいずれも有無関係なく必ず記入すること
(5) E層には、設計料、監理料、設備工事監理費、土地料利加算及び定額借地増価費のいずれの一時金加算も概ね2倍又は3倍の建設費額にして、0.05を乗じて得た額を記入すること。(千円未満四捨五入)
(6) F層には、E層の1層に相当する金額を乗じて記入すること。(千円未満四捨五入)
(7) 7層には、E層の1層に相当する金額を乗じて記入すること。(千円未満四捨五入)

別紙１（交付要綱６の（２）イの公立認定こども園）
（様式１－４）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------|------------|--------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙のとおり（別紙１ | 様式１－５） |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙１ | 様式１－６） |

（添付書類）

・自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)
(様式1-5(1))

第 号
年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

自治体の長

下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

〇〇市(県)公立認定こども園施設整備計画

2. 計画期間

令和 年度～令和 年度(年間)

(担当)

〇〇〇〇

住所:〇〇県〇〇市〇〇

電話:0000-00-0000

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-5(2))

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

--

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の認定こども園の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の認定こども園の整備状況

認定こども園	園
--------	---

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1		
国土強靱化地域計画※2		

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

--

(様式1-5(3))

[illegible]

(様式1-5 別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1-6より)	事業単位	(参考)
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業	
		予防改修事業	
03	不適格改築	不適格改築	
04	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造(補強)	
06	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)	
		大規模改造(トイレ)	
		大規模改造(法令等)	
		大規模改造(空調)	
		大規模改造(バリアフリー)	
		大規模改造(防犯)	
07	屋外教育環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場
08	認定こども園の園舎の新增築	認定こども園	
		認定こども園定員引下げ	
09	公害	公害改築	
		公害(防止)	
10	火山	公害(降灰)	
11	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
12	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	

様式1－5 記入要領

1. 施設整備計画の名称

設置者名を含む名称を記入する。

2. 計画期間

計画期間(3年以内)を記入する。

3. 施設整備計画の目標

以下の区分ごとに目標を定めて記入する。ただし、交付金の交付を受ける事業の無い区分は、記入不要とする。

(1)老朽化対策を図る整備

老朽化対策のための目標を記入する。特に、老朽化した施設の長寿命化等を図るための目標を具体的に記入する。なお、個別施設計画等の他の計画において、2. 計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することでも可とする。

(2)新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

耐震性の確保や防災機能の強化、バリアフリー化、衛生環境の改善、空気調和設備の整備、防犯対策など安全性の確保等を図るための目標を具体的に記入する。特に、構造体の耐震化又は吊り天井(照明器具等高所に設置されたものも含む。)の耐震対策を完了していない設置者は早急に対策を完了させるための目標を具体的に記入する。

(3)教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童数の増加等に伴い、教室等に不足が生じる場合や障害のある児童が生活を送る際に施設面に課題がある場合等は、これらを解消するための目標を具体的に記入する。

(4)教育環境の質的な向上を図る整備

教育内容・教育方法等の変化、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用及び再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえつつ、教育環境の質的な向上を図るための目標を具体的に記入する。

(5)施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

施設の充実を図るための目標を具体的に記入する。

4. 域内の認定こども園の整備状況

施設整備計画作成時点における整備の状況を記入する。なお、当該項目については、地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目とする。

(1)現在の認定こども園の整備状況

認定こども園の数を記入する。

(2)整備に関する計画の策定状況

インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づく国土強靱化地域計画の策定の有無等を記入する。

なお、(2)整備に関する計画の策定状況において、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

施設整備計画の計画期間終了後に実施する評価(事後評価)の方法等について記入する。

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(認定こども園ごと)

以下の項目について記入する。耐震性の確保に当たっては、改築ではなく補強又は改修によって耐震化を図るなど、より効率的に事業を進めるよう計画すること。

① 認定こども園の名称

事業ごとに認定こども園の名称を記入する。複数年度にわたる事業は年度ごとに区分し、括弧書きで何期目かを追記する。

② 目標

「3. 施設整備計画の目標」に記入した、事業実施により達成を目指す施設整備計画の目標について、該当する番号(1)～(5)を記入する。

③ 事業区分

交付要綱別表1-6又は別表1-7に定める事業区分を確認の上、項番号を記入する。なお、別表1-6の項番号は「(別表)事業区分」のとおり。

④ 整備方針

・事業単位:「(別表)事業区分」から、該当する事業単位を記入する。

・建物区分:該当する建物区分を記入する。該当する建物区分が無い場合は、記入不要とする。

園舎……………園

・構造区分:該当する構造区分を記入する。該当する構造区分が無い場合は、記入不要とする。

鉄筋コンクリート造…R 混合構造……………RS

鉄骨その他造……………S 木造……………W

・全事業期間(契約～完成):契約予定年月及び完成予定年月を記入する。

⑤ 事業全体の整備面積等

事業全体の面積等(事業に応じて箇所数等とする。)を記入する。複数年度にわたる事業は、面積等を合計して記入する。

・うち、補助対象面積等

交付金の補助対象となる面積等を記入する。交付金の配分基礎額にかかる 面積や箇所数等については、別途通知する算定方法を参照すること。

⑥ 事業全体の概算工事費

事業全体の概算工事費を記入する。複数年度にわたる事業は、合計額を記入する。

・うち、対象内実工事費

交付金の算定対象となる工事費を記入する。大規模改造事業等で事業費の上限額又は下限額の設定がある場合は、当該事業の事業費が上限額又は下限額を満たすことを確認の上、計画すること。

⑦ 事業実施年度(予定)

各事業の実施予定年度(予定)を記入する。

⑧ 備考

このほか、補足すべき事項があれば適宜記入する。

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)
(様式1-6)

申請額算出内訳書

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分

事務費(千円)	交付申請額(千円)
0	0

申請額の算出

算定対象事業	施設名	事業名	建物区分	構造区分	配分基礎面積	単価種別	配分基礎額(加算前)(千円)	実工事費(千円)	算定割合	加算前算定後配分基礎額(千円)	算定後配分基礎額(千円)	算定後実工事費(千円)	LとMのいずれか少ない方(千円)	加算率	抵当権の設定の有無
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K=H×J	L	M=I×J	N	O=L/K	P
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
	合計									0	0	0	0		

LとMのいずれか少ない方の総和(=N)(千円)	事務費(千円)	交付申請(千円)・・・①
0	0	0

様式1-6 記入要領

<設置者名等>

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

国の予算の予算年度及び予算区分(当初予算や補正予算等)を記入する。

(3) 国の会計区分

会計の区分(一般会計など)を記入する。

<申請額の算出>

A. 算定対象事業

就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の算定対象となった事業に「○」を記入する。(全ての事業に「○」が記入されることとなる。)

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

当該年度の配分基礎額を算定する際の基礎となる面積※を記入する。

※施設整備計画(様式1-5)の「うち、補助対象面積等」欄に記載されている面積と同じ面積。

G. 単価種別

各年度の「就学前教育・保育施設整備交付金の配分基礎額の算定方法等について」(以下「配分基礎額通知」という。)で定める単価種別 において、老朽単価を用いる事業については「○」を記入する。都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として、事業箇所の実情に即して算定した面積(以下「その他面積」という。)及び単価(以下「その他単価」という。)を用いる事業については「△」を、上記以外については「ー」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付要綱別表1-6等に基づき算出した、当該年度の配分基礎額※を記入する。

なお、その他面積及びその他単価を用いる場合には、配分基礎額と実工事費は同額となる。

※配分基礎額通知における特別加算額のうち、「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映しない額。

I. 実工事費

当該年度の実工事費※を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。また、耐震診断費(耐震化優先度調査、第1次診断を含む。)、耐力度調査費、実施設計費等は含むが、事務費は含まない。なお、交付対象外面積に相当する実工事費は、適切に除外すること。

※施設整備計画(様式1-5)の「うち、対象内実工事費」欄に記載されている金額と同額。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

配分基礎額通知における特別加算額のうち「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映した額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した値(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。なお、当該値が1未満の場合は「加算なし」と記入する。

P. 抵当権設定の有無

令和5年6月15日成事第331号・こ支庁第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について記入する。

別紙 2（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－1）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|--------------------------|-------------|---------|
| 1 | 精 算 額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等実績の概要 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－2） |
| 3 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－3） |
| 4 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－4） |
| 5 | 工事契約金額報告書 | 別紙のとおり（別紙 2 | 様式 1－5） |
| 6 | 自治体及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 2（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－2）

就学前教育・保育施設整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名： 県 市

1. 整備計画等実績の概要

（単位：千円）

施 設 名	施設 種別	設 置 主 体	所 在 地	整備 区分	対象経費の 実支出額	交付金 精算額	年次 計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

（注）抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

（注）抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整備計画等と実績との比較及び進捗状況

--

就学前教育・保育施設整備交付金積算額内取

(1) 工事費集約表等を締結する単位で作成すること。
(2) 人費、B費、D費には、複数事業の場合であっても事業全体の額を記入すること。
(3) D費には、C費の額とD費の額を比較して少ない方の額を(2)の3/2、3/4、5/5/10を乗じた額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
(4) 人費、B費及びC費の計算及び合計については、内訳の金額の内有人費に帰属しないものも記入すること。
(5) D費には、設計料金、調査費、調査費加算、土地料金加算及び定価超過費等のほか、一時金加算及び交付金差額額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の捨捨て)
(6) 人費、B費及びC費の合計額をD費の合計額に記入すること。
(7) 人費、B費及びC費の合計額にD費の合計額を乗じた額を記入すること。

事業実績報告書

都道府県名	部（局）課名
市町村名	担当者名
	電話
	mail

交付金				施設種別		市町村名				担当者名				電話				mail			
(フリガナ) 施設名				(フリガナ) 経営主体名				設置主体				(フリガナ) 名称									
(移転前)				(移転後)																	
所在地																					
本整備の該当箇所				☒ 保育所等				☒ 教育部分				他の国庫補助金の申請の有無									
整備区分				うち保育所部分				施設種別の変更				整備前 ⇒ 整備後				保育所等 国庫補助率		教育部分 国庫補助率			
				うち教育部分								⇒ 0									
定員				現在		名 ⇒ 増減		名 ⇒ 整備後 0 名		建物延面積及び構造				整備前 階		㎡ ⇒ 整備後 階		㎡			
年次計画				2024		2025		2026		2027		2028		民生分交付金額 (保育所部分に係る交付額)		千円		※「民生分」の場合、「全庁民間児童福祉施設等の整備について」(政令第43号)令和5年5月22日こも家庭庁長府県庁長通知)に定める様式を提出すること。			
既存施設の状態	既存施設の有無				国庫補助の有無				財産処分承認申請の必要の有無				契約年月日								
	建築年度				年度				※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「」に「年度」「金額」を記入				施行年月日								
	(経過年数 2026 年)												着工年月日								
	老朽度				点				財産処分の種類				完成年月日								
	耐震診断				Is/Iw				千円				開所年月日								
現存率				%				〔 〕 (年度)				〔 〕 (年度)									
対策の状況				アスベストの使用の有無				関係法令・必要手続きの確認状況				アスベスト使用建物における工事着工前の必要手続きの予定				工事の際の職員・園児の安全性確保の方法					
☐ 使用されている				☐ 確認済みである				☐ 特定粉じん排出等作業届出の提出				年 月 日									
☐ 使用されていない				☐ 石綿則 ☐ 大防法 ☐				工事着手にかかる事前届出の実施				年 月 日									
事前調査日 年 月 日								(その他、実績があれば記載)													

用地の状況	所有	㎡	用地未決定の場合における手続きの状況	危険地区指定の有無
	買収（令和 年 月）	㎡		
	借地（ ）	㎡	用地について（地域住民との調整状況・環境等）	
	（借用の相手 ）			

施設整備区分	交付基準額					
	保育所等			教育部分		
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)
本体						
特殊附属工事費						
地域の余裕スペース活用促進加算						
設計料加算						
開設準備費加算						
土地借料加算						
定期借地権設定のための一時金加算						
解体撤去工事費						
仮設施設整備工事費						
計 (a)	0			0		
総計 (a')	0					
対象経費の実支出額 (b)						
総事業費 (c)						
寄付金その他の収入額 (d)						
(c-d) × 補助率 (e)	0			0		
実支出額 (b) × 補助率 (f)	0			0		
(e) と (f) を比較して小さい方 (g)	0			0		
総計 (g')	0					
交付金の額 (h)	0					
※ (a') と (g') を比較して小さい方						
当該年度の交付金額	0					

大規模修繕等・防犯対策強化事業の場合

見積書毎の対象事業費

千円

千円

千円

入力内容にエラーがあります。印刷範囲外のエラーメッセージを確認し、修正してください

施設種別	0	施設名	0	都道府県・市町村名
------	---	-----	---	-----------

児童年齢別内訳		年齢	0	1	2	3	4	5	合 計	支給認定区分別 (按分率の算出方法)	支給認定こども	1号	2号	3号	合 計		
	整備前	定員							0		整備前の定員内訳					0	
		現員									0	整備後の定員内訳					0
		入所率（現員／定員）										定員に占める1号子どもの割合					
	整備後	定員									0	定員に占める2・3号子どもの割合					
		一時預かり事業を行う場合の人数									0						
		病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）を行う場合の人数									0						
											0						
									0								
									0								
								0									

区 分	適合状況	延 面 積	最 低 基 準 面 積 等
乳 児 室		m ²	1.65m ² ×2歳未満児のうち ほふくをしないものの数 () 人 = 0 m ²
ほ ふ く 室		m ²	3.3m ² ×2歳未満児のうち ほふくをするものの数 () 人 = 0 m ²
小 計		0.00 m ²	
保 育 室		m ²	1.98m ² ×2歳以上児定員数 (0 人) = 0 m ²
遊 戯 室		m ²	
小 計		0.00 m ²	
調 理 室		m ²	最低基準に係る補足等
便 所		m ²	
医 務 室		m ²	
そ の 他		m ²	
一時預かり保育室		m ²	
病児・病後児保育室 (病児型・病後児型)		m ²	
地域子育て支援相談室		m ²	
屋外遊戯場		m ²	
その他		m ²	
合 計		0.00 m ²	
			屋 外 遊 戯 場 () 人 = 0 m ²
			保育に必要な用具 ()

施設整備に係る事業内容	建物の面積	建築面積	m ²	施工期間
		延べ面積	m ²	〇解体撤去工事
	〇解体撤去工事			着工年月日
	建物の面積		m ²	完成年月日
	建物の構造		造	〇仮設施設工事
	建築年月日			着工年月日
	補助金の区分	年度		完成年月日
	処分（取り壊し）年月日			
	〇仮設施設工事			
	建物の面積		m ²	
	建物の構造		造	

資 金 内 訳	区分	交付金	市町村負担額	設置者負担							総事業費
				一般財源	地 方 債	医療機構等借入	寄 付 金	地方単独補助	()	計	
施設内訳	施設	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 0	千円 0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村の予算措置状況					設置主体の予算措置状況						

<提出資料>

- ・請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- ・工事完了を確認するに足る検査済証の写し
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・建物平面図（建築面積を明記したもの）及び立面図
- ・建物内外主要部分の写真
- ・工事契約金額報告書（別紙2様式1－5）
- ・その他必要な書類

別紙 2（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）
（様式 1－5）

番 号
年 月 日

各 自治体の長 殿

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

施工業者
株式会社△△建設
代表取締役 △△ △△

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇
◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結
し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日				金額	
当初〇〇工事請負契約	（元号）	年	月	日	金	円
〇〇変更（追加）契約	（元号）	年	月	日	金	円
	（元号）	年	月	日	金	円
設計監理委託契約	（元号）	年	月	日	金	円
	（元号）	年	月	日	金	円

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園）
（様式1－6）

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 施設整備計画の写し
- 3 確定額算出内訳（別紙2 様式1－7）
- 4 最終の交付決定通知書の写し
- 5 対象経費算出表（別紙2 様式1－8）及びその根拠資料
- 6 契約書（請書）の写し（変更契約書含む）
- 7 竣工（完成）検査調書の写し
- 8 支出命令書の写し
- 9 資格面積チェックシート【新增改築事業のみ添付】
- 10 耐震性能判定表又は耐力度調査票【補強事業、改築事業のみ添付】
- 11 自治体の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 12 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）
- 13 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 14 完成後の配置図又は平面図
- 15 建物内外主要部分の写真
- 16 その他必要な書類

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

確定額算出内訳書

交付決定額(千円)	確定額(千円)	概算払済額	精算額	不用額(千円)
0	0			0

様式1-7 記入要領

<設置者名等>

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

交付決定を受けた国の予算の予算年度及び予算区分(当初予算や補正予算等)を記入する。

(3) 国の会計区分

交付決定を受けた会計の区分(一般会計など)を記入する。

<確定額の算出>

(1) 交付決定時

以下のAからOについて、交付決定時の内容を記入する。

A. 算定対象事業

就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の算定対象となった事業に「○」を記入する。

(全ての事業に「○」が記入されることとなる。)

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

当該年度の配分基礎額を算定する際の基礎となる面積※を記入する。

※施設整備計画の「うち、補助対象面積等」欄に記載されている面積と同じ面積。

G. 単価種別

各年度の「就学前教育・保育施設整備交付金の配分基礎額の算定方法等について」(以下「配分基礎額通知」という。)で定める単価種別において、老朽単価を用いる事業については「○」を記入する。都道府県等において公共工事等を使用されている積算基準を参考として、事業箇所の実情に即して算定した面積(以下「その他面積」という。)及び単価(以下「その他単価」という。)を用いる事業については「△」を、上記以外については「ー」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付要綱別表1-6等に基づき算出した、当該年度の配分基礎額※を記入する。

なお、その他面積及びその他単価を用いる場合には、配分基礎額と実工事費は同額となる。

※配分基礎額通知における特別加算額のうち、「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映しない額。

I. 実工事費

当該年度の実工事費※を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。また、当該額は耐震診断費(耐震化優先度調査、第1次診断を含む。)、耐力度調査費、実施設計費等は含むが、事務費は含まない。

なお、交付対象外面積に相当する実工事費は、適切に除外すること。

※施設整備計画の「うち、対象内実工事費」欄に記載されている金額と同額。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

配分基礎額通知における特別加算額のうち「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映した額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した値(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。なお、当該値が1未満の場合は「加算なし」と記入する。

(2) 本来の交付決定時

やむを得ない理由等により交付決定の内容の変更手続きを行うことができず、交付決定時から工事実施面積を減じたこと等による配分基礎面積の減がある場合、構造区分を変更した場合又は交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない場合等は、以下のAからPについて、変更後の内容を記入する。変更後の内容で再算定した結果、再算定額が交付決定額を下回る場合は、その差額を不用額として整理する。

なお、これらの変更がない場合は(1)交付決定時の内容を転記する。

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない事業は「×」を記入する。

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合は減じた配分基礎面積を記入する。交付決定時から配分基礎面積の変更がない場合は(1)交付決定時の配分基礎面積を転記する。なお、当該面積は竣工図や設計図等を確認し、例えば、余裕教室を転用し、教育以外の用途で専用使用することとして財産処分手続きを行った部分など交付対象外となる面積を計上することのないよう留意する。

G. 単価種別

(1)交付決定時と同様、事業の内容に応じて「○」「△」「－」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合や構造区分を変更した場合は減じた配分基礎面積又は変更した構造区分に基づき再算定した額を記入する。

空調単価を用いる事業のうち、「受電設備あり」もしくは「GHP」の単価で交付決定を受け、実際には「EHP」で整備を行ったものがある場合は、「EHP」単価で配分基礎額を再算定する。

なお、「EHP」の単価で交付決定を受け、実際には「受電設備あり」又は「GHP」で整備を行ったものがある場合には、(1)交付決定時の配分基礎額を上限として正しい単価での再算定を可能とする。

I. 実工事費

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合は減じた配分基礎面積に応じた実工事費を記入する。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

加算前算定後配分基礎額に(1)交付決定時の加算率※を乗じた額(千円未満は切り捨て)を記入する。ただし、(1)交付決定時の加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額の金額を転記する。なお、加算率を乗じた後の金額(加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額)が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

なお、(1)交付決定時から配分基礎額(加算前)に変更がない場合は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を記入する。

※ここで乗じる加算率は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した数値(小数点第3位以下も含めた数値)とする。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

(1)交付決定時の加算率(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。

P. 不用額

(1)交付決定時と(2)本来の交付決定時の「LとMのいずれか少ない方」の金額を比較し、配分基礎面積の減、構造区分の変更等により生じた差額を記入する。

(3)額の確定時

以下のAからO及びQについて、契約後の内容を記入する。

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じなかった事業は「×」を記入する。

B. 施設名～G. 単価種別、J. 算定割合

(2)本来の交付決定時の内容を転記する。

H. 配分基礎額(加算前)

老朽単価を用いる事業について、改修比率が変動した場合は、変動後の改修比率に基づき再算定した額を記入する。その他単価を用いる事業は、(3)額の確定時の実工事費と同額となる。

I. 実工事費

施設整備計画提出時には予見しえない原因による工事費の増減(設計変更や対象外経費の算出誤りなど)を踏まえ、入札減等を反映させた実際の契約額に基づく額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。なお、上限額を超えている事業以外は別紙2様式1-8(対象経費算出表)の「事業に要した経費」(D)と一致する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

加算前算定後配分基礎額に(1)交付決定時の加算率※を乗じた額(千円未満は切り捨て)を記入する。ただし、(1)交付決定時の加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額の金額を転記する。なお、加算率を乗じた後の金額(加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額)が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

※ここで乗じる加算率は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した数値(小数点第3位以下も含めた数値)とする。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

(1)交付決定時の加算率(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。

Q. 流用可能額

(2)本来の交付決定時と(3)額の確定時の「LとMのいずれか少ない方」の金額を比較し、入札減又は改修比率の減等により生じた差額を記入する。

「改修比率の再算定」欄

老朽単価を用いる事業がある場合は、当該事業について、額の確定時に改修比率を再算定したことをもって「○」を記入する。なお、改修比率に変動がない場合や老朽単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

「その他単価の再算定」欄

その他面積とその他単価を用いる事業がある場合は、当該事業について、額の確定時に配分基礎額及び実工事費を再算定したことをもって「○」を記入する。なお、配分基礎額及び実工事費を再算定していない場合や、その他面積とその他単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

「空調単価の再算定」欄

空調単価を用いる事業について、交付決定時から使用する単価を変更している場合には「○」を記入する。なお、空調単価の変更がない場合や空調単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

< 充当額の内訳 >

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じなかった事業は「×」を記入する。また、交付金の算定対象となっていない事業は空欄とする。

B. 施設名～E. 構造区分

(3) 額の確定時の施設名等を記入する。

R. 充当額

事業ごとの充当額を記入する。各事業における充当額は(3) 額の確定時の算定後実工事費に事務費を加えた金額を上限とする。

S. 完了年月日

事業ごとの完了年月日を記入する。なお、完了年月日とは、事業の完了を確認した日付(完成検査調書の調査実施年月日など)とする。

< 確定額及び不用額 >

(1) 交付決定額

最終の交付決定通知書の交付決定額を記入する。

(2) 確定額

充当額の合計金額を記入する。

(3) 概算払済額、精算額

確定額のうち、概算払済額、精算額をそれぞれ記入する。

(4) 不用額

交付決定額と確定額の差額を記入する。

別紙2(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-8)

対象経費算出表

施設整備計画に計上した施設名								(単位:円)
施設整備計画に計上した事業名								
契約前の対象内外工事費	工事名 区 分							計
	工事費積算額 (税抜き) ① (②+⑤)							
	直接工事費 ②							
	対象外経費 ③							
	対象内経費 ④							
	共通費 ⑤							
	仮設費 ⑥							
	諸経費 ⑦							
	対象内共通費 ⑧ (⑤×(④/②))							
	対象内経費 ⑨ (④+⑧)							
契約後の対象内外工事費	契約年月日							
	契約金額 ⑩ (税抜) (税込)							
	対象内経費率 ⑪ (⑨/①)							
	対象内経費 ⑫ (⑩下段×⑪)							A
	対象外経費 ⑬ (⑩下段-⑫)							
耐震診断経費・耐力度調査	経費名 区 分							計
	経費の支出年度							
	契約金額 (税込み) ⑭							
	⑭の内訳 対象外経費 対象内経費							B
工事監理委託費・設計費等	経費名 区 分							計
	経費の支出年度							
	契約金額 (税込み) ⑮							
	⑮の内訳 対象外経費 対象内経費							C

注) 本表における「税込み」及び「税込み額」は、算出の元となる各金額に課税される「消費税及び地方消費税を含めた額」を指す。

事業に要した経費	D
(A+B+C)	

就学前教育・保育施設整備交付金調書

(元号) 年度 こども家庭庁所管

(市町村名) ○○県 ○○市

国		地 方 公 共 団 体										備考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	歳 入			歳 出							
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	うち交付金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	うち交付金 相 当 額 円	翌 年 度 繰 越 額 円	うち交付金 相 当 額 円	
(項)												
(目)												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(元号) 年度就学前教育・保育施設整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) ○○県 ○○市

施 設 の 種 類		施 設 の 名 称											設 置 団 体		
建物の構造及び面積	構 造	造	工 事 費 合 計	円										直 営 ・ 請 負 の 別	
	建築面積	m ²												契 約 年 月 日	
	延 面 積	m ²												着 工 年 月 日	
														完 成 予 定 年 月 日	
		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
出 来 高	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(元号) 年度就学前教育・保育施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種別

(市町村名) ○○県 ○○市

施設名	設置主体	創設、増築 等の別	交付金額 A円	12月末日の 出来高 B%	3月末日まで の出来高見込 C%	繰越見込高 D(100-C)%	繰越見込額 E(A×D)円	備考
合計								

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 6－1（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園以外）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により別紙 6－2 のとおり報告する。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙6-2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）

[illegible]

別紙 6－3（交付要綱 6 の（2）イの公立認定こども園）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により別紙 6－4 のとおり報告する。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙6－4(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分	事務費（千円）	交付決定額（千円）

算定 対象 事業	施設名	事業名	構造 区分	完了・未完了	契約後工事費 （千円）	概算工事費 （千円）	年度充当額 （千円）	繰越額 （千円）	完了（予定）年月日
	合計				0	0	0	0	

交付決定額（千円）	年度充当額＋ 繰越額（千円）		不用額（千円）	合計（千円） D=B+C
	A	B		
0	0			0

別紙 6 - 4 記入要領

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

交付決定を受けた国の予算の予算年度及び予算区分（当初予算や補正予算等）を記入する。

(3) 国の会計区分

交付決定を受けた会計の区分（一般会計など）を記入する

(4) 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない事業は「×」を記入する。また、交付金の算定対象となっていない事業は空欄とする。

(5) 施設名～構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

(6) 完了・未完了

施設整備計画に計上した事業で、交付金を充当した事業のうち、充当額が確定した（繰越を行わない）事業は「完了」と記入する。繰越を行う事業は「未完了（繰越事業）」と記入する。

(7) 契約後工事費

契約後工事費※を記入する。変更契約が行われた場合は変更後の額※を記入する。

※別紙 2 様式 1 - 8（対象経費算出表）の「事業に要した経費」（D）と同額。

(8) 概算工事費

施設整備計画の「事業全体の概算工事費」欄に記載されている金額と一致する。

(9) 年度充当額

事務費から工事費への流用額も含めた充当額を記入する。

(10) 繰越額

繰越額を記入する。

(11) 完了（予定）年月日

事業の完了を確認した日付（完成検査調書の調査実施年月日など）又は完了予定日の日付を記入する。

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 整備計画等内における施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要交付金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注） 前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。